

【個人情報保護方針（取扱ルール）】

青葉台自治会個人情報保護方針（取扱ルール）

（目的）

第1条 この個人情報保護方針は、自治会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本自治会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会内の全活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本自治会は、この個人情報保護方針（取扱ルール）を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 本自治会における個人情報の管理者は自治会長とします。

（取扱者）

第5条 本自治会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員（副会長など）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本自治会は、会長が「青葉台自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとする人から受理することにより、個人情報を取得します。

- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。
- 3 本自治会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。
- 4 本自治会では取得した個人情報をもとに青葉台自治会名簿を作成しますが、自治会内で

厳重に管理保管するものとし、会員への配布は機密漏洩防止の観点から行わないものとします。

(利用)

第8条 本自治会が保有する個人情報は、以下の各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員（副会長など）が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄 します。

(提供)

第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託印刷する際の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所を除く）に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

注) 県・市役所への提供は法的には記録作成は必要ないが、管理の観点から記録作成をしておくものとします。

(第三者提供を受ける際の確認など)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市役所を除く）から個人情報の提供 を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第 13 条 自治会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人

情報管理者に対し開示を請求することができます。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

開示制限条項…法第 28 条 2 項の内容は、付記事項の説明を参照

(個人情報の訂正等)

第 14 条 自治会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 本自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、自治会長又は副会長とします。

(附則)

この方針(取扱いルール)は、平成 30 年 5 月 13 日より施行します。

(関連法規)

1. 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)全面施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)
2. 個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年 12 月 10 日政令第 57 号)全面施行の日(平成 29 年 5 月 30 日)
3. 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号)

(参考文献)

この個人情報保護方針(取り扱いルール)の内容は、横浜市の「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」を参考にした。